

介護保険料納入通知書兼特別徴収決定通知書の誤送付について (税務課)

総務部税務課において介護保険料納入通知書兼特別徴収決定通知書を誤送付した事案（以下「本件事案」という。）が発生しましたので、以下のとおり、本件事案の内容と再発防止策等について公表いたします。

また、関係者の皆さまには、多大なるご心配やご迷惑をおかけすることになり、心からお詫び申し上げますとともに、再発防止策を講じることにより、今後このような事案が生じないように努めてまいります。

1 事実経過

- (1) 令和8年2月16日（月曜日）
 - ・ A氏の相続人代表者をB氏とする相続人代表指定届兼固定資産現所有申告書（以下「申告書」という。）が提出された。
- (2) 同月25日（水曜日）
 - ・ 税務課の職員が申告書の内容を基幹システムに入力する際、誤ってA氏の氏名と同じ読み方をするC氏に対して、相続人代表者をB氏とする処理を行った。
- (3) 令和8年7月3日（金曜日）
 - ・ 税務課の職員が、C氏に対する介護保険料納入通知書兼特別徴収決定通知書（以下「通知書」という。）を、基幹システムから出力した。
 - ・ 出力された通知書の宛名はB氏となっていたが、通知書に記載された内容は正しい情報であるという認識のもと、通知書を送付した。
- (4) 同月13日（月曜日）
 - ・ B氏から、C氏の通知書が届いた旨の連絡を受け、本件事案が発覚した。
 - ・ 職員がC氏宅を訪問し、本件事案について謝罪するとともに通知書を手渡した。
 - ・ 職員がB氏宅を訪問し、誤送付した通知書を回収するとともに、知り得た個人情報について口外しないよう依頼し、了承を得た。

2 漏えいした情報

C氏の氏名、住所、被保険者番号、年金収入額、介護保険料年間保険料及び障害基礎年金の受給事実

3 漏えいの原因

- ・ 基幹システムに申告書の内容を入力する際、氏名のみの検索を行ったため、同一の読み方をする別人に相続人代表者を設定した。
- ・ 基幹システムの入力内容のダブルチェックを行っていなかった。

4 再発防止措置

- ・ 基幹システムでの対象者検索の際は、氏名、生年月日等の2条件検索を実施する。
- ・ 基幹システムの入力内容のダブルチェックを徹底する。